

各務原市立川島中学校いじめ防止基本方針(抄)

令和7年4月1日改訂

本校では、いじめ防止対策推進法第13条及び各務原市いじめ防止対策に関する条例並びに各務原市におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、学校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を以下のように定めました。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法より)

「いじめ」とは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とします。

(2) いじめの基本認識

本校では、『いじめは命に関わる問題であり、人権を侵害する行為である』『いじめは人間として絶対許されない。』『いじめは、どの学校でもどの子にも起こり得る。』という認識をもち、すべての教職員が、「いじめは自分から言いづらいもの」「ささいな兆候を見逃すことなく対応する必要がある」ことを忘れずに、生徒一人一人に寄り添いつつ、教育活動全体を通していじめ防止等を行います。

(3) いじめに対する考え

- ・教師は、いじめを許さず、いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために、教職員が一致協力し、組織的な動きと適切な指導を徹底します。
- ・学級経営や教科指導の充実を図り、いじめ問題に対する正しい認識を培い、『いじめをしない、見逃さない、許さない』心や態度を育みます。
- ・家庭や地域、関係機関の協力を得ながら、思いやりの心と他者を尊重する態度を、全教育活動を通して培います。

2 いじめに対する基本施策

(1) いじめの未然防止

自己有用感や自己肯定感を高めるための指導や活動を充実します。

- ① 全教育活動において「新川中人権宣言」を貫くと共に、道徳教育や人権教育を充実します。
- ② 確かな学力を育み、わかる・できる喜びが味わえるよう教科指導を充実します。
- ③ 仲間とよりよく関わりあい、互いの良さを認め合える学級経営に努めます。
- ④ 生徒の主体的な活動を充実させるとともに、規律があり、自浄力の高い集団づくりに努めます。

(2) いじめの早期発見

生徒に寄り添った指導を推進し、生徒や保護者との信頼関係を構築するよう努めます。

- ① 日々の観察・充実ノートをはじめとした記録に基づく「ちょっとおかしいな」という小さなサインを見逃さないよう努めます。
- ② 定期的なアンケート(学校・市)や教員間の情報交換による情報の把握と即時対応を心がけます。
- ③ 担任による日常的な面接やSC等の効果的な活用など、教育相談体制を整備します。
- ④ PTA や警察など関係機関等と協力し、情報モラルの指導をはじめとした生活習慣等の改善に関する取組を進めます。

(3) いじめに対する対応

管理職の指示のもと、いじめ未然防止・対策委員会を設置し、組織的な体制で迅速な対応を行います。

- ① 管理職への「報・連・相」を徹底すると共に、正確な事実確認に基づく適切な対応に努めます。
- ② いじめを受けた生徒と保護者への適切な支援に努めます。
- ③ いじめた生徒への指導と保護者への適切な助言に努めます。
- ④ 学級・学年への指導などを通して、「周りの生徒」への指導を適宜行います。
- ⑤ 教育委員会への連絡・相談並びに、事案によっては警察など関係機関と積極的な連携を図ります。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめへの対策

- ① インターネットを介したいじめ防止のための情報モラル教育や啓発活動を適切に行います。
- ② PTAと積極的な連携を図り、ケータイ・スマホ等に関する研修を進めます。
- ③ 関係機関と積極的な連携を図り、トラブルへの対応を迅速に進めます。

3 いじめ対策のための組織と計画

- (1) 「川島中いじめ未然防止・対策委員会」の設置と評価・改善に関わる会議を適宜開催します。
- (2) 研修会や会議、生徒へのアンケートなどを意図的・計画的に実施します。

4 いじめ問題に関する重大事態への対応

- (1) 組織的で迅速な初期対応と保護者との連携に努めます。
- (2) 重大事態発生時の市教育委員会への迅速な報告と連携した対応を進めます。
- (3) 重大事態発生時の関係機関と連携した対応を進めます。(※専門機関等とも積極的な連携)